

第32期 第2回 横浜市児童福祉審議会総会

[日時] 平成31年3月26日(火) 午後2時30分～午後4時30分

[場所] ワークピア横浜 くじやく

1 こども青少年局長あいさつ

2 部会の開催状況について

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 里親部会 | (資料4) |
| (2) 保育部会 | (資料5) |
| (3) 児童部会 | (資料6) |
| (4) 障害児部会 | (資料7) |
| (5) 放課後部会 | (資料8) |

3 報告事項

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 幼児教育・保育の無償化について | (資料9) |
| (2) 平成31年度児童虐待対策の推進について | } (資料10) |
| (3) 平成31年度横浜市こども青少年局予算について | |
| (4) 第3期横浜市教育振興基本計画について | (別添資料) |

[資料]

-
- 1 委員名簿
 - 2 事務局職員名簿
 - 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
 - 4～8 部会報告(里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会)
 - 9 幼児教育・保育の無償化について
 - 10 平成31年度横浜市こども青少年局予算概要

[別添資料]

第3期横浜市教育振興基本計画(概要版)

第32期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アヤマ山 テッペイ兵 青 鉄	文教大学人間科学部 准 人 教 授
2	アカシ石 ヨウイチ 明 要	千葉敬愛短期大学
3	アライ井 ジュンヨ子 新 淳	こどもみらい横浜 会 長
4	イシイ井 アキヒト仁 石 章	千葉明德短期大学保育創造学科 教 授
5	イワサ佐 ミツアキ章 岩 光	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部担当部長
6 ◎	オオバ場 シゲミ美 大 茂	横浜市社会福祉協議会 会 長
7	オオバ庭 リョウジ治 大 良	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会 長
8	カゲヤマ山 ヒデヒト人 影 秀	弁 護 士
9	カミナガ美 ツコ子 神 長	國學院大学人間開発学部 大 教 授
10	カヤマセ ツコ子 加 山 勢	横浜市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会代表
11	コバヤシ林 オサム理 小 林	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准 教 授
12	サクライナ ツコ子 櫻 井 奈	和泉短期大学児童福祉学科 教 授
13	シバヤ谷 マサシ史 澁 谷 昌	関東学院大学社会学部 教 授
14	タカハシ橋 ユウイチ 高 橋 雄	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター 部長
15	タダ田 スミオ夫 多 田 純	社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施 設 長
16	タナベ辺 ユウジ二 田 辺 有	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園 長
17	テンミョウウ ミホ穂 天 明 美	よこはま一万一人子育てフォーラム 世 話 人 代 表
18	ニイボリ堀 ユミコ子 新 堀 由 美	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長
19	ヒグチ口 マサコ子 樋 口 真 砂	横浜市PTA連絡協議会 副 会 長
20	ホソカワ川 カズミ美 細 川 一 美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理 事 長
21	モリ森 カヨコ子 森 佳 代	横浜障害児を守る連絡協議会 会 長
22 ○	ヤマザキ崎 トモキ基 山 崎 具 基	一般社団法人横浜市医師会 副 会 長

【第32期任期:平成30年11月1日～平成32年10月31日】

第32期 横浜市児童福祉審議会 部会下部組織名簿

(下部組織50音順、敬称略)

下部組織名	委員氏名	所属・役職等	
児童虐待による重篤事例等検証委員会	委員	加山 勢津子 ※	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表
		澁谷 昌史 ※	関東学院大学社会学部教授
	臨時委員	有本 梓	横浜国立大学大学院医学系研究科看護学専攻・医学部看護学科地域看護学分野准教授
		川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター長
		高藤 杏花	神奈川県弁護士会所属弁護士
藤田 純一	横浜市立大学附属病院児精科医師		
児童相談所一時保護所外部評価委員会	臨時委員	浅羽 幸雄	教育相談員/スクールソーシャルワーカー
		飯島 奈津子	神奈川県弁護士会所属弁護士
		木村 秀	共立女子大学家政学部児童学科専任講師
		長瀬 美鳥	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会副代表
		森里 美	神奈川県立子ども医療センター総合診療科医師
児童虐待対応調査委員会	臨時委員	田代 幸	神奈川県弁護士会所属弁護士
		藤田 香織	神奈川県弁護士会所属弁護士
		横溝 和子	横浜市人権擁護委員
特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会	委員	石井 章仁 ※	千葉明德短期大学保育創造学科准教授
		神長 美津子 ※	國學院大学人間開発学部子ども支援学科教授
	臨時委員	池宗 佳名子	神奈川県弁護士会所属弁護士
		岩城 眞佐子	東京都教職員研修センター授業力向上課題研修研究支援専門員
		太田 恵蔵	一般社団法人横浜市医師会保育園医部会副部会長
		城所 真人	東京都社会福祉協議会理事・保育部会長/社会福祉法人稲城青葉会城山保育園南山理事長・園長
木村 明子	保育者の専門性研究会世話人/横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会委員		

【第32期任期:平成30年11月1日～平成32年10月31日】

※で表示の委員については、複数部会へ所属。

第31期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

区分	所 属	氏 名
幹 事	こども青少年局長	齋 藤 聖
	副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	保育対策等担当部長	金 高 隆 一
	こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼)	細 野 博 嗣
	中央児童相談所長	菅 原 正 興
	総務課長	渋 谷 昭 子
	企画調整課長[総会]	福 嶋 誠 也
	こども家庭課児童施設担当課長[里親部会]	安 藤 敦 久
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長[児童部会]	秋 野 奈 緒 子
	保育・教育運営課長[保育部会]	武 居 秀 顕
	障害児福祉保健課長[障害児部会]	遠 藤 文 哉
	放課後児童育成課長[放課後部会]	茨 志 麻
書 記	企画調整課担当係長[総会]	万 年 邦 佳
	こども家庭課担当係長[里親部会]	石 岡 那 奈 子
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長[児童部会]	竹 内 弥 生
	保育・教育運営課運営調整係長[保育部会]	大 槻 彰 良
	障害児福祉保健課担当係長[障害児部会]	柄 洋 平
	放課後児童育成課担当係長[放課後部会]	大 岩 真 人

※所属の[]書きは、担当部会等を記載しています。

【連絡先】

総会	企画調整課	671-4281
里親部会	こども家庭課	671-2364
児童部会		
保育部会	保育・教育運営課	671-2365
障害児部会	障害児福祉保健課	671-4277
放課後部会	放課後児童育成課	671-4068

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「教育・保育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関する事
- (13) 児童虐待等の調査に関する事
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べるができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔里親部会〕

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 31 年 2 月 4 日 17:30～18:30 市庁舎 8 B 会議室	1 報告事項 (1) 里親認定等状況報告 2 その他 (1) 平成 30 年度里親推進の取組について
第 2 回	平成 31 年 2 月 25 日 15:00～17:00 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 7 件（中央 3 件、西部 2 件、南部 2 件、北部 2 件） 養子縁組里親 3 件（中央 1 件、西部 1 件、南部 1 件） 親族里親 2 件（中央 1 件、南部 1 件） (2) 審議結果 12 件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告 (2) 里親登録更新者報告 3 その他

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔保育部会〕

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 30 年 11 月 29 日 18 : 10～19 : 30 松村ビル本館地下 マツ・ムラホール	1 審議事項 (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準の一部を改正する省令を踏まえた本市の 今後の対応について (2) 新市庁舎における小規模保育事業及び乳幼 児一時預かり事業の整備にかかる選定方法に ついて (3) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交 付先法人の審査について (4) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保 育事業の認可について

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第13回）

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を踏まえた本市の今後の対応について

審議の結果、部会の意見は、事務局の示したとおり、本市の条例を一部改正する方向性について承認しました。

省令改正概要	(1) 「代替保育」の提供先の緩和 (2) 食事の外部搬入の容認範囲を拡大 (3) 自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年に延長
--------	---

- 2 新市庁舎における小規模保育事業及び乳幼児一時預かり事業の整備にかかる選定方法について

審議の結果、部会の意見は、事務局の示したとおりの選定方法を承認しました。

選定方法	事業者の選定にあたっては、乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会での評価及び児童福祉審議会保育部会での意見聴取等を踏まえて、各事業において一定基準以上を満たしており、両事業の合計点数の高い事業者を選定。
------	--

- 3 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	おれんじハウス鶴見保育園	(特非)おれんじハウス	12	31年4月1日
2	Baba Nursery(ハバナーサリー)	(特非)ファゼール・ボン	15	31年4月1日

- 4 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	鶴見中央ハート保育園	トライコーポレーション(同)	19	31年4月1日

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔児童部会〕

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 30 年 11 月 22 日 15:00～16:24 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて (2) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて (3) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて 2 報告事項 なし 3 その他 なし
第 2 回	平成 30 年 12 月 27 日 15:00～15:22 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 2 項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てについて 2 報告事項 なし 3 その他 なし
第 3 回	平成 31 年 1 月 24 日 15:00～17:08 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 33 条の 7 に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (2) 児童福祉法第 33 条の 7 に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (3) 児童福祉法第 28 条第 2 項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てについて (4) 児童福祉施設（児童家庭支援センター）整備運営法人の審査について 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付（追加報告）

<p>第4回</p>	<p>平成 31 年 3 月 28 日 15:00~16:00 (予定) 中央児童相談所 中小会議室</p>	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第 33 条の 7 に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (2) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付 (2) 被措置児童等虐待の受付 (3) 被措置児童等虐待の受付 (4) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案について</p>
------------	--	--

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔障害児部会〕

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 31 年 3 月 5 日 18 : 00～20 : 00 市庁舎 8 階 8 B 会議室	1 議題 (1) 部会長、副部会長の選出について 2 報告事項 (1) 平成 31 年度横浜市予算案について (2) 横浜市発達障害検討委員会の検討状況について 3 その他 (1) 障害児から障害者への移行期における課題について (2) 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔放課後部会〕

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 31 年 3 月 13 日 18 : 30～19 : 35 8 A 会議室	1 報告事項 平成 30 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について

幼児教育・保育の無償化について

1 背景

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）にて方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施に向けて法案が国会で審議中です。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものです。就学前の全ての3歳から5歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずるものとしています。

2 実施時期

2019年10月1日

3 対象者・対象範囲

- **【幼稚園、保育所、認定こども園等】**を利用する 3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から5歳児クラスの全ての子どもの利用料を無償化。
 - 新制度の対象ではない幼稚園の利用料については、月額25,700円を上限として無償化されます。
 - 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。2号認定こども（保育所等）の副食費については、これまで公定価格に組み込まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。
 - 幼稚園、認定こども園（教育部分）については 満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども（以下、「満3歳児」という。））から無償化されます。
- **【保育所、認定こども園、地域型保育事業】**を利用する 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化。
- **【幼稚園の預かり保育】**を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから、月額11,300円を上限として預かり保育の利用料を無償化。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業については、月額利用料上限が9,000円となっているため、利用料が無償化されます。また、国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。
 - 満3歳児は預かり保育の無償化の対象外ですが、市民税非課税世帯の満3歳児は、月額16,300円を上限として利用料が無償化されます。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業以外の預かり保育における無償化の対象となる利用料

は、実際の利用日数に応じて計算します。

- **【認可外保育施設及び特別保育事業等】**を利用する 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちで、幼稚園、保育所又は認定こども園等を利用していない場合には、月額 37,000 円を上限として利用料を無償化。

- 0歳児クラスから2歳児クラスの 市民税非課税世帯の子ども（保育の必要性があり、保育所等を利用していない）は、月額 42,000 円を上限として利用料が無償化されます。

- **【障害児通園施設等（※）】**を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化。幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象とする。

※ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

【幼児教育・保育の無償化の対象と範囲】

	認可保育所等 (地域型含む)	新制度幼稚園 ・認定こども園		新制度未移行幼稚園		認可外 保育施設等 (一時保育等含む)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○(※) (上限 11,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 11,300 円)	○(※) (上限 37,000 円)
<u>市民税非課税世帯</u> の0～2歳児 クラス	○	/	/	/	/	○(※) (上限 42,000 円)
満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)	/	○	×	○ (上限 25,700 円)	×	/
<u>市民税非課税世帯</u> の満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)	/	○	○(※) (上限 16,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 16,300 円)	/

※ 無償化にあたって、保育の必要性の認定が必要です。

- **【横浜保育室】**は、0歳～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは無償化の対象となります。3～5歳児クラスは認可外保育施設としての取扱いとなるため、月額 37,000 円を上限として利用料が無償化されます。

- 【年度限定保育事業】は無償化の対象となります。(市民税非課税世帯の1・2歳児)
- 【企業主導型保育事業】(標準的な利用料)は無償化の対象となります。

4 給付額

施設への給付額に原則変更はありません。

※副食費相当金額は実費徴収となるため、公定価格から減額予定

5 幼児教育の無償化に伴う食材料費の見直し

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたっては、この考え方が維持されることとなります。そのため、2号認定子ども(保育所等(3～5歳児クラス))の食材料費については、10月より、施設による主食費・副食費の実費徴収が必要となります。

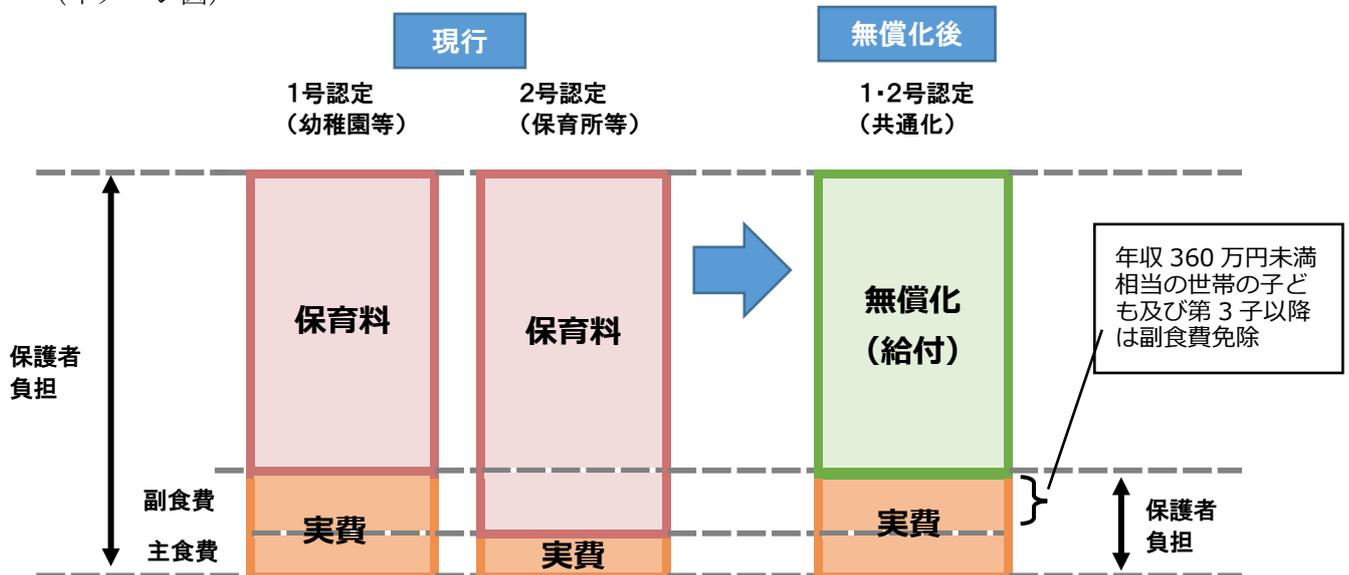
副食費については、現在の公定価格内での生活保護世帯やひとり親世帯等の免除を継続するとともに、副食費の免除対象の拡充等を行う予定です。

なお、3号認定子ども(保育所等(0～2歳児クラス))は、無償化が実施されるのが市民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続します。

副食費の免除対象者(予定)

- 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- 全所得階層の第3子以降の子ども

(イメージ図)



副食費の金額については、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することが基本となりますが、食材料費の負担が著しく高額にならないよう一定の配慮を行う必要があります。徴収額の考え方については、現在国において検討がされていますので、国から示され次第、お知らせします。

5 一時保育等、特別保育事業について

一時保育、休日一時保育、病児保育等の特別保育事業については、保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもで、幼稚園、保育所又は認定こども園等を利用していない場合、月額37,000円（0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの市民税非課税世帯の場合は月額42,000円）まで利用料が無償化となります。また、複数の施設を併用することも可能です。

無償化分の給付については、原則、保護者から市への直接申請となる予定です。特別保育事業を実施されている事業者の皆様には、利用者の方への領収書の発行を必ずお願いいたします。

また、今後、特別保育時事業にかかる利用料領収書（案）を提示させていただく予定ですので、その際は共通様式の利用にご協力をお願いいたします。

平成 31 年 度

予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

【目 次】

	頁
◎ 平成31年度こども青少年局予算案について	1
◎ 平成31年度こども青少年局予算案総括表	4
◎ 保育・教育の基盤づくり	5
◎ 幼児教育・保育の無償化	7
◎ 児童虐待対策の推進	9
◎ 子どもの貧困対策	11
1 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	13
○妊婦・産婦健康診査事業	○妊娠・出産サポート事業
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○母子保健コーディネーターの配置
○母子保健指導事業	○不妊相談・治療費助成事業
○乳幼児健康診査事業	○新生児聴覚検査事業
○歯科健康診査事業	○視聴覚検診事業
○育児支援事業	
2 地域における子育て支援の充実	15
○地域子育て支援拠点事業	○横浜子育てサポートシステム事業
○親と子のつどいの広場事業	○乳幼児一時預かり事業
○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	○子育て家庭応援事業
○子育て支援者事業	
3 新制度における保育・教育の実施等	17
○支給認定を受けた子どもの保育・教育	○市立保育所民間移管事業
○延長保育事業	○保育料納付促進事業
○補給給付費	○給食食材放射線測定事業
○保育・教育コンシェルジュの設置	○横浜保育室助成事業
○支給認定及び給付費の支給に関する事務	○認可外保育施設等利用料助成事業
○賃借料補助事業	○指導・監査
○年度限定保育事業	
4 多様な保育ニーズへの対応	19
○一時預かり事業	○病児・病後児保育事業
○幼稚園等における長時間預かり	○24時間型緊急一時保育事業
○休日保育	
5 保育所等整備事業	20
○保育所の整備	○地域型保育事業の整備
○認定こども園の整備	○保育所等ブロック塀安全対策事業
○横浜保育室の認可移行支援	
6 保育・教育の質向上・保育士等確保策	21
○保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり	○保育資源ネットワーク構築事業の充実
○保育・幼児教育の研修事業	○保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保
○保育・幼児教育の研究事業	
7 幼児教育の支援	23
○私立幼稚園就園奨励補助事業	○私立幼稚園等補助事業
○私立幼稚園等預かり保育事業	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	○私立幼稚園等施設整備費補助事業
○私立幼稚園等一時預かり補助事業	○保育・幼児教育の質の向上
○特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業	

8	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業	○プレイパーク支援事業	24
9	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	25
10	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援	○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業	26
11	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業	○地域療育センター発達障害児通所支援事業	27
12	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業 ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイ事業	○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等	28
13	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止広報・啓発	○家庭訪問の充実	29
14	社会的養護の充実 ○児童福祉施設の整備 ○里親制度の推進 ○ファミリーホーム事業 ○自立援助ホーム事業	○養育家庭支援機能の強化 ○児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア ○児童措置費等	31
15	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業	○ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	32
16	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの運営費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	33
17	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○臨時・特別給付金(仮称)	○特別児童扶養手当事務費 ○特別乗車券の交付	34
18	児童手当 ○児童手当		34
19	子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進	○プレミアム付商品券事業 ○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	35
20	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		36

平成31年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」に基づき、

- 1 「子ども・青少年への支援」として、
子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる
 - 2 「子育て家庭への支援」として、
出産・子育てがしやすく、
子育てが楽しいと思える環境をつくる
 - 3 「社会全体での支援」として、
自助・共助・公助の意識を大切にし、
社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
- という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



31年度は、産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するとともに、子どもたちが健やかに育つための安心・安全な環境をつくることにも重点を置いた予算原案となっています。

また、横浜市子ども・子育て支援事業計画については、31年度中に次期計画（計画期間：32年度～36年度）を策定します。

平成31年度の主な取組

☐ 保育所待機児童解消の継続

待機児童数ゼロを目指し、受入枠の拡大を図るとともに、保育士確保策を充実します。

☐ 児童虐待防止への取組の充実

早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止など、総合的な対策を推進します。

☐ 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちを守り、貧困の連鎖を防ぐための取組を推進します。

☐ 子ども・子育て支援新制度における全ての子育て家庭への支援

保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、在宅の子育て家庭への支援を充実します。

☐ 放課後児童支援策の充実

留守家庭児童をはじめ、学齢期の全ての子どもたちの放課後の居場所を充実します。

☐ 困難を抱える若者支援策の充実

相談・就労支援等、困難を抱える若者の状態に応じた段階的な支援を充実します。

幼児教育・保育の無償化

31年10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。

施策分野と予算概要の項目



施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 3 新制度における保育・教育の実施等 5 保育所等整備事業
6 保育・教育の質向上・保育士等確保策 7 幼児教育の支援 8 放課後の居場所づくり

基本施策② 学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり 9 すべての子ども・若者の健全育成の推進
10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③ 障害児への支援

- 11 地域療育センター関係事業 12 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④ 若者自立支援の充実

- 9 すべての子ども・若者の健全育成の推進 10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

- 1 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 4 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止

- 15 ひとり親家庭等の自立支援 16 DV対策事業 17 児童扶養手当等
20 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 13 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 14 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

- 19 子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進

その他 児童手当

- 18 児童手当

子どもの貧困対策



平成31年度 　こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	30年度	31年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	279,720,105	297,121,314	17,401,209	6.2	
青少年費	21,463,407	21,566,720	103,313	0.5	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	161,497,236	176,471,737	14,974,501	9.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	96,759,462	99,082,857	2,323,395	2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	629,772	639,141	9,369	1.5	
特別会計繰出金	629,772	639,141	9,369	1.5	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	280,349,877	297,760,455	17,410,578	6.2	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	473,759	639,627	165,868	35.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	473,759	639,627	165,868	35.0	

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。

質の維持・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で、保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持っていることが大切です。保育・教育の質の維持・向上に向けた取組内容や推進体制等について検討を行うとともに、研修の充実など人材育成に取り組みます。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより、質の高い保育を保障していきます。

受入枠の拡大

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、本市における保育所等の利用希望は年々増加しており、保育ニーズへの対応が必要です。

保育所等の新規整備などにより、受入枠の拡大に取り組みます。

保育士等の確保

保育士需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況にあります。また、保育士等が自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要となっています。

危機感をもって保育士等の採用と定着の支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育士等の確保に取り組みます。

31年度も、引き続き「質の維持・向上」「受入枠の拡大」「保育士等の確保」に、三位一体で取り組み、未来を創る子どものため、しっかりと横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。



平成 31 年度の重点取組

1 質の維持・向上

主な事業・取組名		主な取組内容等
人材育成等	(1) 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり <新規・拡充> 【8,433 万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質の維持・向上をより一層進めるため、学識経験者、保育・教育関係者等で構成する意見交換会を開催し、意見を伺いながら、全ての保育・教育施設で共有できる「<u>横浜こども指針（仮称）</u>」を策定します。 ○園内研修が行えるリーダーの育成を引き続き行うとともに、<u>園長・施設長向けの研修を新たに開催し、園全体で取り組めるよう支援</u>します。（定員 100 人）
	(2) 保育・幼児教育の研究事業 <拡充> 【1,280 万円】	○幼保小連携推進地区事業に加え、 <u>新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、「接続期カリキュラム」の研究開発を行い全市に発信</u> します。（4 地区・参加見込数 15 園・校）
指導監査	(3) 指導・監査 【1,912 万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、施設経営や組織運営等にかかる講習を実施します。 ○巡回訪問員が施設等を訪問し、保育の質の確保や保育中の重大事故の防止等を目的とした、現場確認及び支援・助言を行います。 ○施設等への定期監査、課題施設への事前通告なしの書類点検等を引き続き実施します。また、専門家の支援を得ながら監査の質向上に取り組みます。

2 受入枠の拡大

主な事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育所等整備事業 <拡充> 【37 億 5,497 万円】	○「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」に基づき、 <u>新たに 2,289 人分の認可保育所等を整備</u> します。また、定員に空きがある施設の定員構成を変更すること等により既存施設の有効活用を進めます。
(2)	幼稚園等における長時間預かり <拡充> 【34 億 8,399 万円】	○多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的として私立幼稚園等預かり保育事業を拡充するとともに、幼稚園での 2 歳児受入れを進めます。 (私立幼稚園等預かり保育事業：204 園、2 歳児受入れ：7 園)

3 保育士等の確保

主な事業・取組名		主な取組内容等
保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保 <拡充> 【17 億 2,615 万円】		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保育士修学資金貸付事業</u>について、市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、保育士修学資金の貸付を実施します。なお、卒業後市内保育所等で 5 年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。本事業は 30 年度の国の補正予算を活用し、新たに 33 年度までの 3 か年分を計上します。 (貸付対象数：50 人/年) ○<u>保育・教育人材確保事業</u>について、<u>保育関係団体が独自に行う人材確保の取組のための補助</u>を行います。 ○<u>保育士宿舍借り上げ支援事業</u>について、市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。 (申請見込件数：2,894 戸)

幼児教育・ 保育の 無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。(31年10月から)

幼児教育・保育の無償化の概要（※平成31年1月時点）

1 幼稚園、保育所、認定こども園の利用者

- ◇3歳児から5歳児の全ての子どもの利用料を無償化
 - ・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として月額25,700円まで助成
 - ・幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化
- ◇0歳児から2歳児の子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化

2 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の利用者

- ◇市民税非課税世帯を対象として無償化

3 私立幼稚園等預かり保育事業の利用者

- ◇私立幼稚園等預かり保育事業を利用する3歳児から5歳児の子どもについては、預かり保育の利用料を無償化
※国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。

4 横浜保育室（0～2歳児）、年度限定保育事業の利用者

- ◇市民税非課税世帯を対象として無償化

5 認可外保育施設等の利用者

- ◇認可外保育施設等を利用する子どもについても、保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児の子どもを対象として、月額37,000円を上限に利用料を助成
- ◇0歳児から2歳児の子どもについては、保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯を対象として、月額42,000円を上限に利用料を助成

【対象施設・サービス】

- ・一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設
- ・子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設等は、届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられ、無償化の対象となる予定です。

6 障害児通園施設等（※）の利用者

- ◇3歳児から5歳児の子どもについて、利用料を無償化
- ◇幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通園施設等を併用する場合は、いずれも無償化の対象
（※障害児通園施設等：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設）

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児	0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園	全員※1	市民税非課税世帯のみ
地域型保育事業	—	市民税非課税世帯のみ
私立幼稚園等預かり保育事業	全員	—
横浜保育室、年度限定保育事業	—	市民税非課税世帯のみ※2
認可外保育施設等※3	全員	市民税非課税世帯のみ
障害児通園施設等	全員	市民税非課税世帯のみ

※1：幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から対象

※2：年度限定保育事業は1・2歳児のみが対象

※3：保育の必要性があると認定された子どもが対象

幼児教育・保育の無償化に係る平成31年度予算額

1 幼児教育・保育の無償化に係る事業費

事業・取組名	平成31年度 予算額	そのうち
		無償化に係る予算額 (平成31年10月から開始)
施設型給付費・地域型保育給付費	1,052億6,098万円	28億7,612万円
私立幼稚園就園奨励補助	61億4,535万円	24億2,483万円
私立幼稚園等預かり保育補助事業	33億9,998万円	3億5,418万円
認可外保育施設等利用料助成事業 ※	37億7,992万円	6億8,795万円
障害児通園施設等に係る無償化	135億4,092万円	1億575万円
合計	1,321億2,715万円	64億4,883万円

※ 横浜保育室、年度限定保育事業を含む

【参考】新制度の対象施設やそれ以外の事業等については国1/2：県1/4：市1/4、
公立施設は市10/10で予算を計上。なお、31年度に要する地方負担分は全額国費。

2 幼児教育・保育の無償化に係る事務費

事業・取組名	平成31年度 予算額
幼児教育・保育の無償化に係る事務 ＜主な内容＞ ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支払事務 ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支給認定事務 ・ システム改修経費	4億8,237万円

【参考】事務費及びシステム改修経費については全額国費で予算を計上。

児童虐待 対策の 推進

26年6月に制定された「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組みます。

31年度は、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて、児童相談所及び区の体制強化を図るとともに、人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子どもの安全確保を最優先として、対策を進めていきます。

横浜市の児童虐待に対する8つの対策と国の緊急総合対策の概要

◇横浜市の児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

対策 1	支援策の充実	対策 5	関係機関相互の連携強化
対策 2	体制の整備・強化	対策 6	社会的養護の推進
対策 3	組織的対応の強化	対策 7	広報啓発の強化
対策 4	人材育成	対策 8	地域子育て支援の推進

◇国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって取り組む対策です。30年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定し、児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化に積極的に取り組むことが示されました。

平成31年度の重点取組

1 支援策の充実：区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 母子保健コーディネーターの配置<拡充>（子育て世代包括支援センター事業）【1億2,080万円】	母子保健コーディネーターのモデル配置（新規5区、継続6区、計11区）により、妊娠期からの相談支援を充実します。
(2) 妊娠・出産サポート事業<拡充>【3,999万円】	「にんしんSOSヨコハマ」の運営、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談（仮称）」をモデル実施します。
(3) 未就園児等の把握<新規>（児童虐待防止啓発地域連携事業）【2,132万円】	児童虐待防止のため、未就園児等で保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がない子どもの安全確認・安全確保を図ります。

2 体制の整備・強化：支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 公立児童福祉施設整備事業<拡充>【4,210万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のための再整備を行います。 ・西部児童相談所の再整備に係る実施設計 ・北部児童相談所のレイアウト変更
(2) 児童相談所の法的対応力の強化<拡充>	児童相談所の法的対応力のより一層の強化のため、中央児童相談所に弁護士1名を常勤配置します。

3 組織的対応の強化：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 (児童虐待防止対策事業) 【1億2,365万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営や調査、一時保護の実施など、24時間・365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

4 人材育成：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> (児童虐待防止啓発地域連携事業・児童虐待防止対策事業) 【2,140万円】	虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員及び児童相談所職員向けの専門家による研修や新たに中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

5 関係機関相互の連携強化：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
要保護児童対策地域協議会の機能強化 (児童虐待防止啓発地域連携事業) 【545万円】	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

6 社会的養護の推進：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度の推進<拡充> 【3,590万円】	広く市民に向けた制度説明会や広報を拡充するとともに、里親家庭の支援体制を充実するため、研修や交流サロン等を行う里親支援機関の強化等を図ります。
(2) 養育家庭支援機能の強化 (横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業)<拡充> 【4億267万円】	横浜型児童家庭支援センターを全区に設置します。 (新規2か所、継続16か所)

7 広報啓発の強化：支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発 <拡充> (児童虐待防止啓発地域連携事業・児童虐待防止対策事業) 【732万円】	市内の新生児の保護者に向けた児童虐待や事故防止等に関するリーフレット、子育てに悩んでいる保護者に向けた体罰によらないしつけの仕方等のリーフレットを新たに作成するなど、引き続き全市的な広報・啓発を実施します。

8 地域子育て支援の推進：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 【11億592万円】	地域子育て支援拠点サテライトの設置(新規1か所、継続4か所)と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施(新規2か所、継続3か所)します。

子どもの 貧困対策

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

31年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等を拡充するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。また、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援や、特に困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要

◇子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

（乳幼児期の教育・保育の保障 / 学齢期の全ての子どもに対する教育の充実）

◇5つの施策の柱 ※()は主な取組例

- 施策1 気づく・つなぐ・見守る （学校と区役所等の連携 等）
- 施策2 子どもの育ち・成長を守る （ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等）
- 施策3 貧困の連鎖を断つ （将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等）
- 施策4 困難を抱える若者の力を育む （困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等）
- 施策5 生活基盤を整える （生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等）

平成31年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【1億3,171万円】	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援を実施します。 ○実施か所数 2か所増（31年度：14か所）
(2)	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業 【555万円】	ひとり親家庭の子どもに対する食事の提供を含む、夕方以降の生活を支援します。（31年度：2か所）
(3)	寄り添い型学習支援事業 ＜拡充＞ 《健康福祉局》 【2億2,156万円】	生活困窮世帯の子どもへの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組を実施します。 ○中学生の受入数 105人増（31年度：18区1,055人）
(4)	放課後学び場事業＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【695万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援を実施します。（学校等において実施） ○実施校数 18校増（31年度：76校）、1校あたり上限10万円
(5)	就学援助等対象者へのハマ弁の提供＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【1億4,919万円】	ハマ弁の無償提供の対象者を就学援助等対象者にも拡充します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 【1,200万円】	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援など総合的な取組を実施します。 ○ <u>市民向けフォーラムの開催</u> やウェブサイトによる情報提供・発信 ○ <u>月2回以上の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開</u> ○ <u>子どもの居場所づくりアドバイザーの派遣や地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成</u> 等
(2)	地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの実施<新規> 【60万円】	<u>「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを実施します。</u>
(3)	ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 (地域ユースプラザ事業) 【126万円】	支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します。(18区：各区1回)

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当<制度改正> 【120億3,542万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るために支給する児童扶養手当について、 <u>支給回数を年3回から年6回に変更します。</u> (平成31年11月支払い分から実施)
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【2億5,383万円】	ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を進めます。 ○ <u>ひとり親の親講座及び父子家庭向け交流事業の実施</u> ○ <u>高等職業訓練促進給付金事業の実施(修業最終年度の支給額の増及び4年課程への支給期間の延長)</u> ○ <u>自立支援教育訓練給付金の実施(対象講座の拡大及び支給限度額の増)</u> 等
(3)	臨時・特別給付金(仮称) <新規> 【3,497万円】	<u>臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、17,500円の給付金を支給します。</u>

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「児童養護施設等を退所した子どものアフターケア」

事業・取組名		主な取組内容等
施設等を退所する子どもへの支援 【3,286万円】		支援拠点(よこはまPortFor)の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得や大学等初年度納入金等を支給し、進学・就職後のフォローアップを行います。

1		妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実		<u>事業内容</u>	
本年度		千円	4,837,241	1 妊婦・産婦健康診査事業	24億6,437万円
前年度			4,813,939	(1) 妊婦健康診査	
差引			23,302	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	(延べ見込人数：356,212人)
本年度の財源内訳	国		678,005	(2) 産婦健康診査	
	県		132,789	産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。	(延べ見込人数：28,962人)
	その他		9,114	2 こんにちは赤ちゃん訪問事業	9,439万円
	市費		4,017,333	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。	(訪問見込件数：27,273件)
3 母子保健指導事業					7,406万円
母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。				(訪問見込件数：12,100件)	
また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。					
4 乳幼児健康診査事業<拡充>					6億6,614万円
<u>(1) 乳幼児健康診査<拡充></u>					
区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、その他育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。					
また、母子保健システムの改修を行い、乳幼児健診情報等のマイナポータルでの閲覧や、市町村間での情報連携を行うための準備を進めます。					
				(受診見込件数：82,283件)	
(2) 医療機関乳幼児健康診査					
医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月、及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。					
				(受診見込件数：62,322件)	
(3) 未受診者対策					
乳幼児健診等の受診状況を母子保健システムで確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。					
5 歯科健康診査事業					1億4,154万円
(1) 妊婦歯科健康診査					
妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。					
また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。					
				(受診見込件数：9,365件)	
(2) 乳幼児歯科健康診査					
区福祉保健センターにおいて乳幼児歯科健診・保健指導（4か月児・1歳6か月児・3歳児）を行います。また、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。					
				(受診見込件数：101,283件)	

6 育児支援事業

1億9,583万円

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。（延べ訪問見込件数：6,740回）

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。（延べ利用見込件数：11,500回）

7 妊娠・出産サポート事業<拡充>

3,999万円

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。（10:00～22:00 365日開設）

(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。（利用見込者数：304人、延べ利用見込日数：967日）

(3) 訪問型母乳相談事業

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。（利用見込者数：220人、延べ利用見込件数：660件）

(4) 産後うつ対策事業<拡充>【再掲】（9ページ参照）

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつの啓発及び支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制構築に向け、関係機関の連携を図る検討会を開催します。

また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦やその家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するためのモデル事業（おやこの心の相談（仮称））を実施します。

8 母子保健コーディネーターの配置<拡充>【再掲】（9ページ参照）

1億2,080万円

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。（モデル実施：新規5区、継続6区）

9 不妊相談・治療費助成事業<拡充>

8億9,316万円

(1) 不妊・不育相談

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。

(2) 特定不妊治療費の助成<拡充>

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）の一部について助成します。また、特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療の費用について、初回助成の上限額を30万円に増額します。

（特定不妊治療費助成見込件数：4,986件、男性不妊治療費助成見込件数：30件）

10 新生児聴覚検査事業

7,642万円

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し、受診を促します。

（受診見込人数：29,209人）

11 視聴覚検診事業<拡充>

7,055万円

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し早期に療育等を行うため、視聴覚検診の対象年齢を4歳から3歳に引き下げます。31年度は4歳児と3歳児に検診を実施します。

（受診見込人数：28,100人（4歳児）、28,940人（3歳児））

2	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 2,240,874
	前年度	2,157,123
	差引	83,751
本年度の財源内訳	国	422,842
	県	424,436
	その他	12,151
	市費	1,381,445

事業内容

子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域における子育て支援を実施します。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充>

11億592万円

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所（全区）

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>【再掲】（10ページ参照）

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

イ 実施か所数

新規1か所（都筑区/平成31年10月開所予定）、継続4か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>【再掲】（10ページ参照）

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

ア 実施か所数 新規2か所（戸塚区、都筑区）、継続3か所

2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

4億2,594万円

(1) 実施内容

親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(2) 実施場所

商店街の空き店舗、マンション、アパート等

(3) 実施か所数

新規4か所、継続66か所

(4) 一時預かり事業

実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数：新規2か所、継続32か所

定員：102人

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

2億8,483万円

- (1) 実施内容
施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。
- (2) 実施か所数
ア 週3日以上開設する常設園
新規3か所、継続71か所
イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規1か所、継続291か所

4 子育て支援者事業

7,142万円

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

- 実施開催数 継続181会場

5 横浜子育てサポートシステム事業

3,491万円

- (1) 実施内容
利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。
- (2) 会員数（平成30年12月末時点）
○ 利用会員(10,045人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
○ 提供会員(2,155人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
○ 両方会員(807人)・・・利用会員かつ提供会員の方

6 乳幼児一時預かり事業<拡充>

3億1,114万円

- (1) 実施内容
育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。
- (2) 実施か所数、定員
○ 8時間実施施設：継続10か所 142人
○ 11時間実施施設：新規1か所、継続13か所 210人

7 子育て家庭応援事業

671万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

- 協賛店舗・施設数 4,583店舗・施設（平成30年12月末時点）



【地域子育て支援拠点】
（戸塚区・とつとの芽）



【乳幼児一時預かり事業】
（青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる）

3	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 141,058,917
	前年度	129,339,408
	差引	11,719,509
本年度の 財源内訳	国	41,111,013
	県	20,642,737
	その他	16,261,408
	市費	63,043,759

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。
また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>【一部再掲】 1,301億5,815万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。
また、保育士等の処遇改善を拡充します。
※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,052億6,098万円
ア 施設型給付費 981億3,178万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成30年度見込	平成31年度
民間保育所	686か所	725か所
市立保育所	79か所	75か所
幼稚園(給付対象施設)	74か所(53か所※)	86か所(63か所※)
幼保連携型認定こども園	29か所	36か所
幼稚園型認定こども園	10か所	13か所
計	878か所(857か所)	935か所(912か所)

※：私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数

- 利用見込児童数 1号認定 : 月平均 約22,500人
2・3号認定 : 月平均 約65,100人

- イ 地域型保育給付費 71億2,920万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

内訳	平成30年度見込	平成31年度
小規模保育事業	165か所	180か所
家庭的保育事業	32か所	32か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	202か所	217か所

- 利用見込児童数 : 月平均 約2,800人

- (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費 248億9,717万円
施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

- ア 保育・教育施設向上支援費 176億9,640万円
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

- イ 保育体制強化・育成促進事業 64億1,317万円
ローテーション保育士や保育補助者の雇用費等を助成します。

- ウ 地域型保育向上支援費 7億8,760万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **57億9,744万円**
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育が必要な乳児、幼児の保育を実施します。
- 3 補足給付費** **1,079万円**
 保育・教育に必要な日用品等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯に費用の一部を助成します。
- 4 保育・教育コンシェルジュの設置** **1億3,288万円**
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。
 (18区：38人)
- 5 支給認定及び給付費の支給に関する事務** **8億5,460万円**
 新制度の事務を集中化し、利用者向けコールセンターや事業者向けヘルプデスクを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。
- 6 賃借料補助事業** **1億8,839万円**
 賃借物件の建物、土地の補助等を行うことにより、保育所の設置を促進し、待機児童の解消を図ります。重点整備地域では、補助率を2/3、補助期間を10年間に上乗せします。
- 7 年度限定保育事業<拡充>【一部再掲】** **2億8,536万円**
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。
 (利用予定人数：190人、実施見込か所数：66か所)
 ○市民税所得割額に応じた利用料の6段階設定：月額上限1～6万円
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
- 8 市立保育所民間移管事業** **7,738万円**
 32年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、33年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 9 保育料納付促進事業** **1,889万円**
 保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。
- 10 給食食材放射線測定事業** **2,135万円**
 市立保育所、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室等において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。
- 11 横浜保育室助成事業<拡充>【一部再掲】** **28億1,168万円**
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。
 (1) 施設数 50か所
 (2) 定員数 1,916人
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
- 12 認可外保育施設等利用料助成事業<新規>【再掲】** **6億8,288万円**
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
- 13 指導・監査** **1,912万円**
 (1) 認可保育所等の指導等
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。
 また、より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、マネジメント講習を実施します。
 (2) 認可保育所等の監査
 保育所や小規模保育事業所等への定期監査の実施とともに、課題のある施設への事前通告なしの書類点検等を引き続き実施します。また、監査業務への専門家の指導・助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 5,473,706
	前年度	4,831,865
	差引	641,841
本年度の財源内訳	国	852,262
	県	521,543
	その他	46,072
	市費	4,053,829

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

- 1 一時預かり事業<拡充> 14億1,265万円**
(1) 保育所等での一時保育<拡充> 9億9,158万円
 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	平成30年度見込	平成31年度予算
民間保育所	382か所	436か所
公設民営保育所	2か所	2か所
市立保育所	44か所	43か所
幼保連携型認定こども園	11か所	11か所
小規模保育事業	13か所	13か所
横浜保育室	68か所	39か所
計	520か所	544か所

- (2) 乳幼児一時預かり事業<拡充>【再掲】(16ページ参照) 3億1,114万円**
 育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。
 ○ 8時間実施施設：継続10か所 142人
 ○ 11時間実施施設：新規1か所、継続13か所 210人

- (3) 私立幼稚園等一時預かり補助事業 1億993万円**
 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(園数：84園)

- 2 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 34億8,399万円**
(1) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>【再掲】(6、7ページ参照) 33億9,998万円
 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
 (園数：204園、月平均利用人数：9,052人)

- (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>【再掲】(6ページ参照) 8,401万円**
 開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。(新規5園、継続2園)

- 3 休日保育【一部再掲】 9,425万円**
 日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

	平成30年度見込	平成31年度予算
実施か所	11か所	11か所

- 4 病児・病後児保育事業<拡充> 4億979万円**
 病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。また、利用者への支援や事業の周知等を行う取組をモデル実施します。

	病児保育	病後児保育
実施か所	24か所(新規2か所)	4か所
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学生までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学生までの児童

- 5 24時間型緊急一時保育事業 7,304万円**
 保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。(実施か所：3か所)

5		保 育 所 等 業		事業内容																																																																																											
				待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。																																																																																											
1 保育所の整備<拡充>				21億3,589万円																																																																																											
(1) 新設<拡充>				18億4,164万円																																																																																											
本年度		千円 3,754,968		民間ビル等の内装整備の費用を補助すること等により、 <u>23か所の整備(定員増計1,631人)を行います。</u> また、 <u>市有地にある民間保育所(緑区中山町)の移転整備(定員増計12人)を行います。</u>																																																																																											
前年度		4,226,392		(2) 老朽改築<拡充> 2億9,425万円 民間保育所の老朽化に伴う改築について、31年度中に完了予定の3か所(定員増計14人)のほか、 <u>新たに4か所着手します。</u>																																																																																											
差 引		△ 471,424		2 認定こども園の整備<拡充> 10億4,571万円 幼保連携型認定こども園への移行に伴い、必要となる建設費用や既存施設の内装整備の費用を補助すること等により、 <u>7か所の整備(定員増計225人)を行います。</u>																																																																																											
本年度の財源内訳	国	1,977,943		3 横浜保育室の認可移行支援<拡充> 2億9,990万円 新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、 <u>7か所の認可移行(定員増計118人)を支援します。</u>																																																																																											
	県	3,050		4 地域型保育事業の整備<拡充> 1億8,990万円 建物の建設費用や民間ビル等の内装整備の費用を補助することにより、 <u>小規模保育事業について、13か所の整備(定員増計211人)を行います(横浜保育室からの移行を含む)。</u> また、 <u>家庭的保育事業について、2か所の整備等(定員増計10人)を行います。</u> 新市庁舎内に小規模保育事業の整備を行います(32年7月開所予定)。																																																																																											
	その他	152,706		5 保育所等ブロック塀安全対策事業<新規> 8,357万円 民間保育所等のブロック塀の安全対策工事費についての補助を行います。																																																																																											
	市 費	1,621,269		【平成31年度 新規整備量内訳】																																																																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>箇所数</th> <th>増減(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 保育所の整備</td> <td>27</td> <td>1,657</td> </tr> <tr> <td>(1) 新設</td> <td>24</td> <td>1,643</td> </tr> <tr> <td> 法人所有地</td> <td>1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td> 民間ビル等の内装整備</td> <td>22</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td> 自主財源整備</td> <td>—</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td> 小計</td> <td>23</td> <td>1,631</td> </tr> <tr> <td> 公有地貸付</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(2) 老朽改築</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 30年度からの継続分</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 32年度以降完了事業</td> <td>(4)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 認定こども園の整備</td> <td>7</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td> 幼保連携型認定こども園の整備</td> <td>4</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td> 新設</td> <td>4</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td> 32年度以降完了事業</td> <td>(1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 幼稚園型認定こども園の整備</td> <td>3</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3 横浜保育室の認可移行支援</td> <td>7</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td> 認可保育所の定員増</td> <td>7</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td> 横浜保育室の定員減</td> <td>—</td> <td>△ 227</td> </tr> <tr> <td>4 地域型保育事業の整備</td> <td>15</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td> 小規模保育事業の整備</td> <td>13</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td> 新設</td> <td>13</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td> 新市庁舎内小規模保育事業の整備</td> <td>(1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 家庭的保育事業の整備</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td> 横浜保育室から小規模保育事業への移行による減</td> <td>—</td> <td>△ 91</td> </tr> <tr> <td> 私立幼稚園等預かり保育</td> <td>2</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td> 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</td> <td>5</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td> 企業主導型保育事業</td> <td>—</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>63</td> <td>2,289</td> </tr> </tbody> </table>		整備内容	箇所数	増減(人)	1 保育所の整備	27	1,657	(1) 新設	24	1,643	法人所有地	1	60	民間ビル等の内装整備	22	1,300	自主財源整備	—	271	小計	23	1,631	公有地貸付	1	12	(2) 老朽改築	3	14	30年度からの継続分	3	14	32年度以降完了事業	(4)	—	2 認定こども園の整備	7	225	幼保連携型認定こども園の整備	4	195	新設	4	195	32年度以降完了事業	(1)	—	幼稚園型認定こども園の整備	3	30	3 横浜保育室の認可移行支援	7	118	認可保育所の定員増	7	345	横浜保育室の定員減	—	△ 227	4 地域型保育事業の整備	15	221	小規模保育事業の整備	13	211	新設	13	211	新市庁舎内小規模保育事業の整備	(1)	—	家庭的保育事業の整備	2	10	その他	7	68	横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 91	私立幼稚園等預かり保育	2	40	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60	企業主導型保育事業	—	59	合 計	63	2,289
整備内容	箇所数	増減(人)																																																																																													
1 保育所の整備	27	1,657																																																																																													
(1) 新設	24	1,643																																																																																													
法人所有地	1	60																																																																																													
民間ビル等の内装整備	22	1,300																																																																																													
自主財源整備	—	271																																																																																													
小計	23	1,631																																																																																													
公有地貸付	1	12																																																																																													
(2) 老朽改築	3	14																																																																																													
30年度からの継続分	3	14																																																																																													
32年度以降完了事業	(4)	—																																																																																													
2 認定こども園の整備	7	225																																																																																													
幼保連携型認定こども園の整備	4	195																																																																																													
新設	4	195																																																																																													
32年度以降完了事業	(1)	—																																																																																													
幼稚園型認定こども園の整備	3	30																																																																																													
3 横浜保育室の認可移行支援	7	118																																																																																													
認可保育所の定員増	7	345																																																																																													
横浜保育室の定員減	—	△ 227																																																																																													
4 地域型保育事業の整備	15	221																																																																																													
小規模保育事業の整備	13	211																																																																																													
新設	13	211																																																																																													
新市庁舎内小規模保育事業の整備	(1)	—																																																																																													
家庭的保育事業の整備	2	10																																																																																													
その他	7	68																																																																																													
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 91																																																																																													
私立幼稚園等預かり保育	2	40																																																																																													
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60																																																																																													
企業主導型保育事業	—	59																																																																																													
合 計	63	2,289																																																																																													
※地域ごとのニーズに合わせた定員構成の見直し等により、全市的な受入枠は2,199人増になります。																																																																																															

6	保育・教育の 質向上・ 保育士等確保策	
	本年度	千円 1,918,282
	前年度	1,425,028
	差引	493,254
本年度の 財源内訳	国	1,189,422
	県	—
	その他	717
	市費	728,143

事業内容

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、「横浜こども指針（仮称）」を策定するとともに、保育・教育資源に対応した人材育成の体制を整備する等、研修や研究を行います。

また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進します。

1 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<新規・拡充>

8,433万円

(1) 「横浜こども指針（仮称）」の策定等による 質向上の推進に向けた取組<新規>

【一部再掲】（6ページ参照）

ア 「横浜こども指針（仮称）」の策定<新規>

横浜で育みたい子ども像と保育・教育の方向性を示す、「横浜こども指針（仮称）」を学識経験者や保育・教育関係者等の助言を受け、策定します。

イ 幼児教育推進協議会の開催

また、学識経験者や保育・教育関係者、学校関係者等による幼児教育推進協議会を開催し、幼保小連携や保育・幼児教育の質の向上等について意見・助言を得ます。

(2) 園内研修・研究の取組の支援<拡充>【一部再掲】（6ページ参照）

ア 園内研修・研究を推進する人材育成<拡充>

園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材を育成する研修を開催し、公開保育の実施園を7園に増やします（30年度：5園）。また、修了者を支援する研修のほか、園長・施設長向けの研修を新たに開催します。

○園内研修リーダー育成研修：定員100人（30年度：120人）

○園内研修リーダーフォローアップ研修：定員90人（30年度：40人）

○園長・施設長研修：定員100人

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育所、幼保連携型認定こども園等全園及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の実施園を対象に、保育・教育分野の有識者等を派遣し、園内での研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決の取組を支援します。

(3) 第三者評価・自己評価の取組の推進【一部再掲】

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、専門性の向上を図ります。

2 保育・幼児教育の研修事業

8,202万円

(1) 保育・幼児教育職員等研修

保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業等の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を高め、誇りを持って仕事ができるよう、研修を推進します。また、18区で地域の課題に即した研修を開催します。

○局主催の研修：53講座・129回開催（定員：15,849人）

(2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校等の職員を対象に接続期研修会等を行い、園と学校の相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○接続期研修会：4回開催（参加見込者数：1,800人）

3 保育・幼児教育の研究事業<拡充>

1,280万円

(1) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。さらに、保育所や幼稚園の研究を共有する実践研究発表会等を支援します。

○局主催の研究：8講座・30回開催（定員：938人）

(2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業<拡充>【再掲】（6ページ参照）

改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領の趣旨を反映させた「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版」の理解・浸透を図ります。また、幼保小連携推進地区の実践研究を発信するとともに、接続期カリキュラムの研究開発に重点化した推進地区を新たに設けます。

○幼保小連携推進地区事業：32地区で研究推進（参加見込数：105園・校）

○接続期カリキュラム研究推進地区事業：4地区で研究推進（参加見込数：15園・校）

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,299万円

保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施し、これまで構築したネットワークを活用しながら、保育資源間の連携を推進します。

- 保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設(地域子育て支援拠点等)等
- 実施内容・・・保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等

5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

17億2,615万円

(1) 保育士・保育所支援センター事業

保育士確保策を強化するため、かながわ保育士・保育所支援センターを神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介、マッチングを行います。

(2) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士等を主な対象に、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会や、養成施設の学生等を対象に関連団体と連携して、就職相談会を開催します。

また、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

さらに、保育士養成施設の学生や潜在保育士向けに保育所見学会を実施します。

- 就職面接会等 : 5回開催
- 就職支援講座 : 3回
- 保育所見学会 : 10回開催

(3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇上費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す市内保育施設従事者を支援するために、保育士試験の回数に合わせ、保育士試験直前対策講座を年3回実施します。

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充>【再掲】(6ページ参照)

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。(申請見込件数: 2,894戸)

- 補助基準額 : 1戸あたり上限月額 82,000円

(5) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育施設に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(6) よこはま保育フォーラム負担金・保育士確保活動支援補助金<新規>【一部再掲】(6ページ参照)

保育士の就職相談を行う「よこはま保育フォーラム」に対し、事業費の一部を負担します。

また、保育関係団体が独自に行う人材確保の取組のための補助を行います。

(7) 保育士雇用状況調査<新規>

横浜市内の私立保育園の保育士の採用・退職状況を分析する調査を実施します。

(8) 保育士修学資金貸付事業<拡充>【再掲】(6ページ参照)

市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、貸付を実施します。

なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

本事業は30年度の国の補正予算を活用し、新たに33年度までの3か年度分を計上します。

- 貸付対象数 : 50人/年
- 貸付金額 : 月額5万円以内(12か月 : 60万円)

(9) 潜在保育士再就職支援貸付事業【参考】

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対して、就職準備金の貸付を実施します。

なお、市内保育所等で2年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

本事業は27年度国補正で措置された国費を活用し、神奈川県、川崎市、相模原市と連携して実施しています。

- 貸付対象数 : 40人
- 貸付金額 : 20万円 (1回を限度)

7 幼児教育の支援		
本 年 度	千円 10,167,361	
前 年 度	7,758,855	
差 引	2,408,506	
本年度の財源内訳	国	3,242,491
	県	1,305,610
	その他	715
	市 費	5,618,545

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充>【一部再掲】

61億4,535万円

・私立幼稚園就園奨励補助事業【4～9月】

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

区分	市民税額	対象園児 分布率(%)	31年度補助単価(円)(6か月分)	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
A	生保	0.07	154,000()	154,000()
B	非課税	3.61	136,000()	154,000()
C	所得割非課税	0.45	136,000()	154,000()
D	77,100円以下	6.09	93,600()	136,000()
E	211,200円以下	44.67	52,600(22,500)	52,600(22,500)
F	211,200円超	45.11	24,000(24,000)	24,000(24,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。()内は市単独分。

・幼児教育・保育の無償化の実施【10月以降】

※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

2 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>【再掲】(6、7ページ参照)

33億9,998万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

(園数：204園、月平均利用人数：9,052人)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>【再掲】(6ページ参照)

8,401万円

開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。(新規5園、継続2園)

4 私立幼稚園等一時預かり補助事業【再掲】

1億993万円

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

(園数：84園、年間延べ利用人数：136,037人)

5 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業

1,521万円

給付対象の幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

6 私立幼稚園等補助事業

1億1,975万円

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。(対象園：265園)

7 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

7,100万円

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。

(対象者：355人、補助単価：上限20万円/人・年)

8 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3,000万円

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。(対象園：30園、補助額：上限100万円)

9 保育・幼児教育の質の向上<拡充>【再掲】(21、22ページ参照)

1億9,214万円

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、人材育成の体制を整備する等、研修や研究を行います。(①保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり、②保育・幼児教育の研修事業、③保育・幼児教育の研究事業、④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実)

8	放課後の居場所	
	本年度	千円 8,851,196
	前年度	8,464,445
	差引	386,751
本年度の財源内訳	国	2,804,143
	県	1,958,697
	その他	1,823
	市費	4,086,533

事業内容

全ての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、全小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を完了させます。また、「放課後児童クラブ」について、面積基準に適合するための支援策を継続し、耐震基準に適合するための移転支援策を強化することにより、全クラブの基準適合を目指します。

「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。

1 放課後児童育成事業<拡充> 88億1,908万円

(1) 放課後キッズクラブ事業 55億7,920万円

学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の最終年度である31年度末までに全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。

○ 運営か所数 294か所

(転換等46か所、32年度当初に計340か所)

(2) はまっ子ふれあいスクール事業 5億608万円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健全な成長を支援します。

○ 運営か所数 52か所 (うち46か所はキッズクラブへ転換)

※ 特別支援学校5か所含む

(3) 放課後児童クラブ事業 <拡充> 27億3,380万円

ア 運営支援

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

○ 運営か所数 229か所 (新規2か所、継続227か所)

イ 基準適合支援<新規・拡充>

31年度末までに全ての放課後児童クラブが面積基準及び耐震基準に適合するよう支援します。

(ア) 分割・移転準備費補助<新規・拡充>

耐震基準に適合するために、移転準備費補助の上限額を250万円から300万円に増額するとともに、分割補助を創設します。(分割2か所、移転40か所(面積1か所、耐震39か所))

(イ) 移転準備支援加算<新規>

耐震基準に適合するための移転資金不足への対策として、上限額を300万円とする加算補助を創設します。(加算相当額を後年度の運営費から調整) (16か所)

(ウ) 基準適合のための家賃補助

a 面積基準及び耐震基準に適合した施設に移転した場合に、分割・移転先の家賃補助上限額を月額15万円から20万円に増額します。

b 分室先として新たに確保した活動場所の家賃について、月額15万円を上限に補助します。

(エ) 利用者負担急増対策<新規>

移転に伴う利用者負担急増への対策として、上限額を年額60万円とする運営費補助を創設します。(交付年数：最大3年) (5か所)

(オ) 耐震診断費用補助<新規>

移転候補物件の耐震診断を実施する場合に、上限額を7万5千円とする補助を創設します。

※(ア)、(イ)、(オ)は、31年度限り (ウ)は31年度末までに基準に適合したクラブ限り

(エ)は31年度中に移転したクラブ限り

ウ 人材確保支援

放課後児童クラブ等における人材確保支援のため、引き続き放課後児童健全育成事業の認知度向上を図るとともに、求人情報の集約及び提供を行います。

2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,212万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(1) 支援対象 25か所

(2) 開催日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる)

(3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

9	すべての子ども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 618,698
	前年度	606,680
	差引	12,018
	本年度の財源内訳	
	国	26,438
	県	874
	その他	21,996
	市費	569,390



【青少年の地域活動拠点の活動】

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、全ての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり

1億5,484万円

(1) 社会環境改善事業

青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。

(2) (公財) よこはまユース補助事業

ア 青少年の成長や課題に応じて適切に青少年と関わることのできる人材の育成

イ 青少年育成に携わる団体の活動支援（情報収集・提供、ネットワークづくり）

ウ すべての青少年・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり（全市的な調査、セミナー開催）

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業

ア 青少年の地域活動拠点づくり事業

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を実施します。

イ 青少年の交流・活動支援事業

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施します。

ウ シニアパワーの発揮による子育て支援推進事業【区】

青葉区において、スキルを持つシニア人材と中・高校生が協働で青少年の社会参画を促す体験活動を実施します。

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

(4) 道志村自然体験推進事業

青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。

ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料の助成等を行います。

31年度から、助成内容を一部変更します。

イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

2 青少年育成に携わる団体等の支援

616万円

(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援

ア 委嘱人数

2,647人（平成30年10月1日現在）

イ 事業内容

青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等

4億5,692万円

青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。

○所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター
横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営

78万円

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

10	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	
	本年度	千円 490,602
	前年度	450,988
	差引	39,614
本年度の財源内訳	国	142,607
	県	1,678
	その他	2,139
	市費	344,178

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,952万円

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組めます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

※青少年相談センター移転のための実施設計を行います（経費については29ページの「児童相談所の再整備」に含む）。

2 地域ユースプラザ事業【一部再掲】 1億5,411万円

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

また、西部ユースプラザを移転します。（二俣川駅周辺）【区】

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて、「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

- ア 地域における総合相談（電話相談、来所相談等）
- イ 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談
- ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
- エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- オ 地域の関係機関・区役所とのネットワークづくり
- カ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>
- キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施



【地域ユースプラザの活動】

3 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億1,809万円

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施

- ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>
- ウ 高等学校等出張相談

4 よこはま型若者自立塾 3,717万円

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

○事業内容

合宿による以下の生活改善プログラムを実施

- ア 短期合宿型（数日～2週間）：就労体験、ボランティア活動、地域交流会等を通じた訓練
- イ 長期合宿型（最長6か月）：専用施設での農作業を通じた生活訓練や就労体験の場の提供

5 寄り添い型生活支援事業<拡充>【再掲】(11ページ参照) 1億3,171万円

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を実施します。（新規2か所、継続12か所）

11		地域療育センター 関係事業	
本年度		千円 3,326,407	
前年度		3,299,076	
差引		27,331	
本年度の 財源内訳	国	48,989	
	県	24,493	
	その他	121	
	市費	3,252,804	



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や、主に発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。
さらに、発達障害児支援体制の再構築を目的とした専門の委員による検討を行います。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 28億161万円

増加する障害児への支援充実のため「原則として2週間以内に相談員による面談」や初期の療育の場として親子で参加する「広場事業」を実施するとともに、東部地域療育センターの医師等を増員し、初診待機期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者： (福)青い鳥	361,962
2 中部地域療育センター		407,253
3 東部地域療育センター		415,681
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	338,932
5 北部地域療育センター		304,292
6 西部地域療育センター		370,297
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	283,972
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	319,216
計		2,801,605

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億6,398万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

- 小学校教職員を対象とした研修
一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力
- 小学校教職員への技術的支援
児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,082万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

12	在宅障害児及び施設利用児童への支援	
	本年度	千円 13,708,135
	前年度	11,827,166
	差引	1,880,969
本年度の財源内訳	国	6,318,812
	県	2,793,749
	その他	11,113
	市費	4,584,461

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

1 障害児通所支援事業<拡充>【一部再掲】 111億4,414万円

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。

※幼児教育・保育の無償化対象（7ページ参照）

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 343か所

(2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。

2 学齢後期障害児支援事業

1億2,789万円

学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

3 メディカルショートステイ事業

3,014万円

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。＜協力医療機関10病院＞

4 医療環境整備事業<拡充>

919万円

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人配置（磯子区・港北区）し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを4人養成します。

(2) 小児訪問・重症心身障害児看護研修等

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

また、重症心身障害児・者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて、検討を行います。

5 障害児入所支援事業等<拡充>【一部再掲】

23億9,678万円

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。

加えて、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

※幼児教育・保育の無償化対象（7ページ参照）

13		区と児童相談所 における児童虐待への 対応の強化	
本年度		千円 1,495,832	
前年度		1,368,489	
差引		127,343	
本年度の 財源内訳	国	368,412	
	県	31,044	
	その他	13,265	
	市費	1,083,111	

事業内容

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>【一部再掲】(9、10ページ参照) 13億5,882万円

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童相談所の管理運営

4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業

児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営や調査、一時保護の実施など、24時間・365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 専門家による助言等<拡充>

法的対応力のより一層の強化のため、中央児童相談所に弁護士1名を常勤配置します。

常勤医師等による医学的助言を受けて、適切な支援を行える体制を充実します。

ウ 未成年後見人への助成

親権を行う者がいない児童等の日常生活の支援や福祉の向上を図るため、児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する報酬等を助成します。

(31年度対象児童見込数：15人)

(3) 児童相談所における人材の育成

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、児童虐待対応、里親支援などについて医師、大学教授等の外部講師による研修を実施します。

また、外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。

(4) 児童相談所の再整備<拡充>

児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、西部児童相談所の再整備及び北部児童相談所のレイアウト変更を進めます。

○31年度実施内容

西部児童相談所：実施設計

(複合施設「青少年相談センター」設計費を含む)

北部児童相談所：レイアウト変更



【児童虐待防止啓発リーフレット】



【オレンジリボンたすきリレー】

2 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止広報・啓発<新規・拡充>【再掲】(9、10ページ参照) 5,515万円

(1) 区役所における人材の育成<拡充>

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を行います。

また、虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修や新たに中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

(2) 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区役所の調整担当者に対する法定研修を実施します。

(3) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

(4) 未就園児等の把握<新規>

児童虐待防止のため、従来の乳幼児健診未受診者及び不就学児等で居住実態が確認できない児童の調査に加え、新たに、保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がない等安全確認ができない4歳～6歳の児童についても、目視等により安全確認・安全確保を図ります。

(5) 児童虐待防止の広報・啓発<新規・拡充>

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

また、児童虐待の未然防止に向けて、市内の新生児の保護者に向けた、乳幼児期の児童虐待防止や事故防止に関するリーフレット、及び子育てに悩んでいる保護者に向けた、体罰によらないしつけの仕方や子育てのヒントなどを示したリーフレットを新たに作成し、保護者と接する機会を捉えた広報啓発活動を行います。

3 家庭訪問の充実

8,188万円

○ 養育支援家庭訪問事業

児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。

(養育支援家庭訪問員：8名、ヘルパー派遣予定回数：9,491回)



【横浜市児童虐待防止キャラクター「キャッピー」による児童虐待防止啓発活動の様子】



【神奈川県PRキャラクター「かながわキンタロウ」(写真右)とともに啓発】

14		社会的養護の充実			
				本年度	千円 7,462,949
				前年度	7,185,337
				差引	277,612
本年度の財源内訳	国	3,258,654			
	県	5,307			
	その他	37,548			
	市費	4,161,440			

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安心して安定した生活を送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 児童福祉施設の整備 3億1,327万円

民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。31年度は児童養護施設「子どもの園」の工事を実施します。

【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区分	定員	しゅん工予定
児童養護施設「子どもの園」再整備	工事	茅ヶ崎市	40人	31年度

2 里親制度の推進<拡充>【再掲】(10ページ参照) 3,590万円

里親制度が広く市民に理解され、活用されるための普及啓発として、制度説明会や広報を拡充します。

里親家庭の支援体制を充実するため、研修や交流サロン等を行う里親支援機関の強化、里親家庭への訪問等による心理相談を実施します。

3 ファミリーホーム事業<拡充> 1億6,139万円

家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。
(新規1か所、継続7か所)

4 自立援助ホーム事業<拡充> 1億5,361万円

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。
(新規1か所、継続7か所)

5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 4億267万円

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>【再掲】(10ページ参照)

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。
(新規2か所、継続16か所)

(2) 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
(新規2か所、継続20か所)

6 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア【再掲】 3,286万円

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。

また、退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、資格取得や専門学校・大学等初年度納入金等を支給します。

<資格等取得支援事業に社会福祉基金を活用>

7 児童措置費等<拡充> 63億6,324万円

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設定及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

教育費等の加算や小規模グループケアの充実による児童の処遇向上、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算等による専門性の向上を図ります。

また、施設等退所後も特に支援が必要で、20歳以降も引き続き里親家庭や施設等に居住する者について、居住費・生活費等の支援を行います。

15	ひとり親家庭等の自立支援	
	本年度	千円 259,376
	前年度	192,560
	差引	66,816
本年度の財源内訳	国	183,214
	県	—
	その他	—
	市費	76,162

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>

2億5,383万円

(1) 自立支援教育訓練給付金<拡充>【再掲】(12ページ参照)

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、①介護ヘルパー等の一般教育訓練及び②看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します(費用の6割。上限は①20万円、②80万円。)

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。(受講費用の最大6割、上限15万円)

(3) 高等職業訓練促進給付金<拡充>【再掲】(12ページ参照)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

また、修業期間の最後の1年間について増額し、更に資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間を36月から48月に延長します。

- 住民税非課税世帯：10万円(最後の1年間：14万円)
- 住民税課税世帯：7万500円(最後の1年間：11万500円)

(4) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能とします。

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援します。

(6) 父子家庭の交流事業<新規>【再掲】(12ページ参照)

父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。

(7) ひとり親の親講座事業<新規>【再掲】(12ページ参照)

離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ講座を実施し、両親の離婚にかかわらず、子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業<拡充>

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

本事業は、30年度の国の補正予算を活用し、新たに34年度までの4か年分を計上します。

- 入学準備金：上限50万円
- 就職準備金：上限20万円

2 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業【再掲】

555万円

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多い子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

(モデル実施：継続2か所)

16		DV対策事業	
本年度		千円 112,000	
前年度		109,565	
差引		2,435	
本年度の財源内訳	国	15,477	
	県	15,477	
	その他	—	
	市費	81,046	

事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 3,634万円

- (1) DV相談支援センター
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
- (2) 女性緊急一時保護施設等における自立に向けた支援<拡充>
DV被害者等が地域で生活できるよう、住まい探し・就労等を専門的に支援する職員を一時保護施設に配置します。
また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
さらに、一時保護には至らないものの、支援が必要な女性を対象に、新たにレスパイト宿泊付き相談支援事業（仮称）を実施し、一時的な居場所の提供と相談支援を行います。
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援を行います。
(実施施設：1か所)
- (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援【一部再掲】
主に1年未満の退所者へ訪問・電話相談を行い、退所後の支援を行います。
(実施施設：7か所)

2 女性緊急一時保護施設補助事業 1,400万円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入体制を確保します。

3 加害者更生プログラムへの運営費補助 83万円

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。
(実施施設：1か所)

4 母子生活支援施設緊急一時保護事業 6,083万円

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。
また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。
(実施施設：7か所)



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
女性に対する暴力の根絶に向けて、毎年11月頃、政策局と共同で、協力いただける市内の名所を、運動のシンボルカラーであるパールにライトアップしています。
【ライトアップイメージ】
写真上：象の鼻パーク スクリーンパネル

17		児童扶養手当等	
本年度		千円 13,225,739	
前年度		11,479,954	
差引		1,745,785	
本年度の財源内訳	国	4,047,572	
	県	—	
	その他	20,208	
	市費	9,157,959	

事業内容

ひとり親家庭等に対して手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。また、障害児に対する手当の支給に係る事務を行います。

1 児童扶養手当<制度改正>【再掲】(12ページ参照)

120億3,542万円

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

また、支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を平成31年11月支払分から実施します。

- (1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）
年度末までの児童の養育者
- (2) 支給月 4月・8月に前4か月分、11月に前3か月分、
平成32年1月・3月に前2か月分を支給
- (3) 月平均児童数 35,594人

2 臨時・特別給付金(仮称)<新規>【再掲】(12ページ参照)

3,497万円

臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、給付金を支給します。

- (1) 対象 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親
- (2) 給付額 17,500円

3 特別児童扶養手当事務費

5,527万円

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

【対象児童数】（平成30年11月末現在） ・重度障害児 2,450人 ・中度障害児 4,746人

4 特別乗車券の交付

11億8万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付

【交付見込数】 17,500人

18		児童手当	
本年度		千円 53,991,523	
前年度		55,812,442	
差引		△ 1,820,919	
本年度の財源内訳	国	37,365,245	
	県	8,091,415	
	その他	1,520	
	市費	8,533,343	

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当

539億9,152万円

- (1) 対象
中学校修了までの児童
- (2) 手当額（児童1人あたり）

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上	第1・2子	月額 10,000円
小学校修了前	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円

・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得制限超過者（特例給付として支給）

児童1人あたり 月額 5,000円

- (3) 支給月
6月・10月・2月に前4か月分を支給します。
- (4) 月平均児童数
441,542人
- (5) 子育てワンストップサービスへの対応

国のマイナポータルを活用した児童手当現況届オンライン申請を継続して実施します。

19	子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進	
	本年度	千円 159,069
	前年度	59,522
	差引	99,547
本年度の財源内訳	国	117,267
	県	5,569
	その他	2,680
	市費	33,553

事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～31年度）における次期計画の策定や現計画の推進のための会議の開催、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、子育て世帯等を対象としたプレミアム付商品券事業に取り組みます。また、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」推進のための会議開催や地域における子どもの居場所づくりの推進等に取り組みます。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進<新規>

2,365万円

(1) 次期計画の策定<新規>

これまで取り組んできた子ども・青少年施策を引き続き、着実に推進していくため、今後の5年間の基本計画となる次期計画（計画期間：平成32年度～36年度）策定に向け、素案・原案の作成やパブリックコメントを実施します。

(2) 子ども・子育て会議の開催

有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画に係る実施状況の点検・評価や次期計画策定に向けた審議等を行います。

(3) 子ども・子育てを支える機運の醸成

計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

1,019万円

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設や家族で賑わう商業施設等において、子育てのノウハウなどを学ぶ父親育児支援講座を開催します。また、啓発冊子やウェブサイトによる情報発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

二十歳を迎える市民向け啓発や、結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

3 プレミアム付商品券事業<新規>

1億1,110万円

消費税率引上げへの対応策として、住民税非課税者及び3歳未満の子がいる世帯に対し、経済局及び健康福祉局と連携し、商品券を発行します。（財源は全額国費）

4 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<拡充>

1,413万円

(1) 地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充>

【再掲】（12ページ参照）

いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、フォーラムの開催やウェブサイトによる情報提供・発信を行います。また、月2回以上の子ども食堂等の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開、子どもの居場所づくり支援アドバイザー等の派遣、地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成などを行います。

(2) 地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの開催<新規>

【再掲】（12ページ参照）

「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、日頃から子どもと接する機会の多い地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを開催します。

(3) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる子どもの貧困対策に関する計画推進会議において、計画推進のための意見聴取等を行います。



20	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦 福祉資金会計)		事業内容	
			母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。	
			1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 6億3,963万円	
			(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人	
本 年 度	千円 639,627		(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金)	
前 年 度	473,759		(3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%	
差 引	165,868		(4) 償還について ○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—		(5) 貸付限度額（例：修学資金） ○ 私立高校（自宅通学）：30,000円／月額 ○ 私立大学（ 〃 ）：54,000円／月額 ○ 大学院（修士課程）：88,000円／月額
	県	—		
	その他	611,833		
	市 費	27,794		
			(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 剰余金が国の定める基準額を超えた場合、超過額の一部を国へ償還するとともに、一部を一般会計へ繰り入れます。31年度は基準額を超えるため、国への償還等を行います。	

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

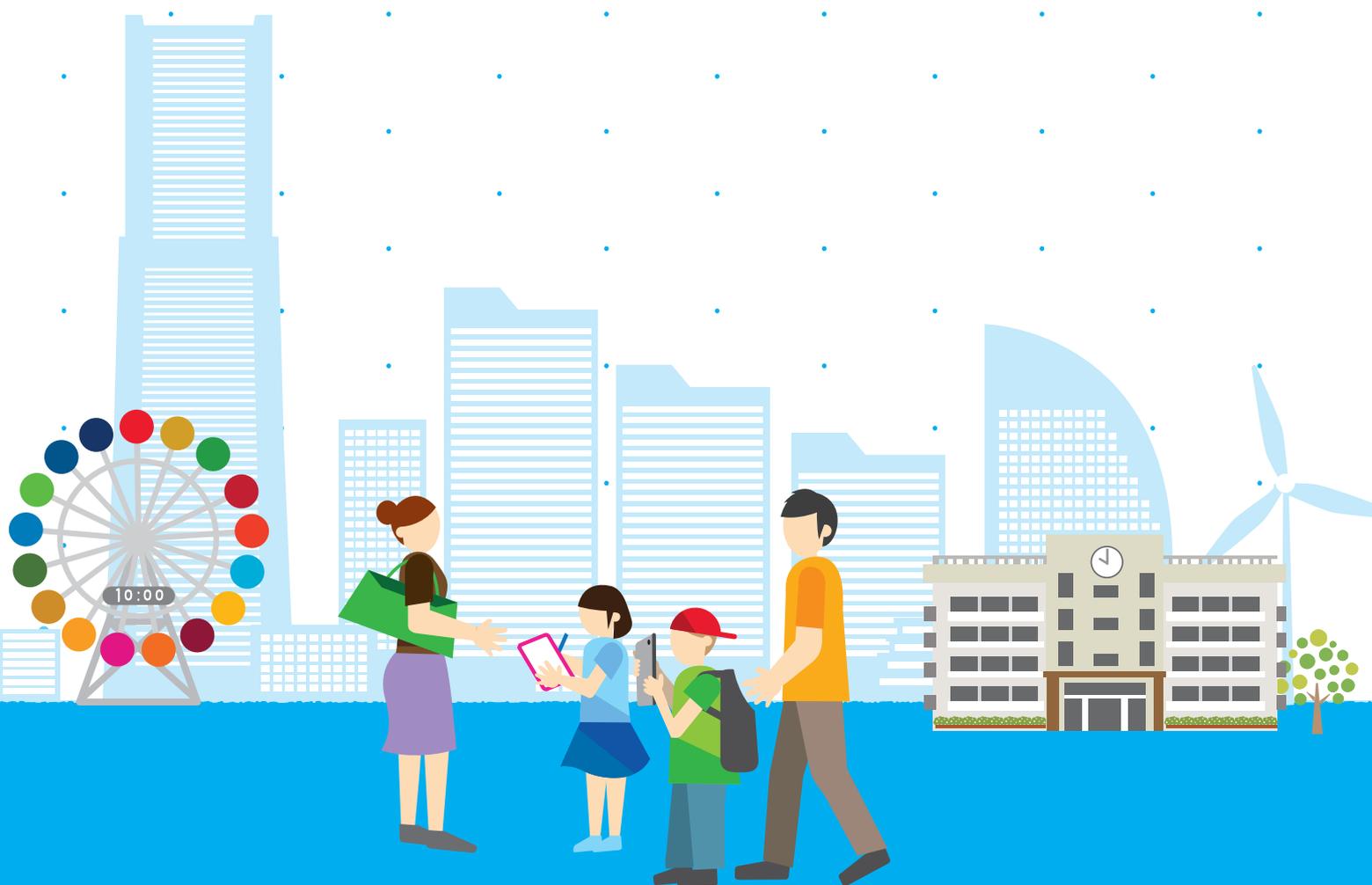
CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



第3期
横浜市教育振興
基本計画
2018-2022

概要版



目次

構成	1
基本姿勢	1
特に重視するテーマ	1
柱1 主体的な学び	2
柱2 創造に向かう学び	3
柱3 支え合う風土	4
柱4 学びと育ちの連続性	4
柱5 安心して学べる学校	5
柱6 社会とつながる学校	5
柱7 いきいきと働く教職員	6
柱8 学び続ける教職員	6
柱9 安全・安心な環境	7
柱10 地域とともに歩む学校	7
柱11 市民の豊かな学び	7
柱12 家庭教育の支援	8
柱13 多様な主体との連携・協働	8
柱14 切れ目のない支援	8

2018(平成30)年に策定した「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間で進める施策や取組をまとめた「第3期横浜市教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」)を策定しました。計画期間:2018(平成30)年度～2022(平成34)年度

◆◆◆ 構 成 ◆◆◆

「横浜教育ビジョン2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」、「想定事業量」、「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。



◆◆ 基本姿勢 ◆◆

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するに当たっての基本姿勢として、次の2点を示します。

持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs*との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施
- 地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進
- 自然環境に配慮した学校施設の整備を進めます。

客観的な根拠に基づく教育政策の推進

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、学力・学習状況調査等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進します。

*2015(平成27)年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

■ 特に重視するテーマ ■

1

新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020(平成32)年から全面実施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備を行い、着実に実施することにより、主体的な学びを実現することができるよう、各取組を推進します。

2

新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化等、新時代の到来を見据え、子どもが地域や社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

3

子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康を保持増進しようとする態度の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組めます。

4

多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実させていくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

5

複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

6

計画的な学校施設の建替えの推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017(平成29)年策定)に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

柱1

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします

施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

主な取組

- ① **新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現**
 - ・ 小学校高学年における一部教科分担制の導入
 - ・ 総合学校支援システムの構築
- ② **「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上**
 - ・ 新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂
- ③ **学習の習熟度に応じた指導・支援の充実**
 - ・ 学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援
 - ・ 放課後の学習支援の実施



指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいると答える児童生徒の割合	小6：74.3% 中3：64.0%	小6：80% 中3：70%
「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る
「全国学力・学習状況調査」の下位層※の割合	全国より少ない	毎年、全国より少ない

※正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を4つに分けた場合の一番学力が低い層。

施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

主な取組

- ① **不登校児童生徒への支援の充実**
 - ・ 民間教育施設等との連携
 - ・ 不登校児童生徒や保護者への情報提供
- ② **日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実**
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充
- ③ **教育相談の充実**
 - ・ 機関連携等による課題解決のための仕組みづくり

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
不登校児童生徒のうち横浜教育支援センター※の支援を受けている児童生徒の割合	12.5%	17.4%

※不登校になった小中学生を対象に、ハートフルフレンド(大学生等)による家庭訪問や、ハートフルスペース(適応指導教室)及びハートフルルーム(相談指導学級)における様々な活動を通じた支援。

施策3 特別支援教育の推進

主な取組

- ① **全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築**
 - ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実
- ② **一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実**
 - ・ 巡回型指導の実施による通級指導教室の充実
- ③ **障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実**
 - ・ 特別支援学校教諭免許状の取得支援
- ④ **特別支援学校の充実**
 - ・ 知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実
- ⑤ **特別支援教育相談システムの充実**
 - ・ 特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
卒業後を見通した学習が行われていると答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
個別支援学級※の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率	小：25.3% 中：31.1%	小：32% 中：38%

※障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級。

施策4 魅力ある高校教育の推進

主な取組

- ① 市立高校の魅力づくり
 - ・ SGH、SSHの更なる深化・発展
- ② 進路希望実現への支援
 - ・ 課題探究型学習の推進
- ③ 市立高校におけるグローバル人材の育成
 - ・ 海外大学進学支援プログラムの実施

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合	29.8%	50%

柱 2

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します

施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成

主な取組

- ① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成
 - ・ 小学校における英語教科化に向けた取組
- ② 国際理解教育等の推進
 - ・ 国際交流の促進

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.0%	58%

施策2 情報社会を生きる能力の育成

主な取組

- ① 児童生徒の情報活用能力の向上
 - ・ 小学校のプログラミング教育の推進
- ② ICT環境の整備
 - ・ タブレット端末やソフトウェア等のICT環境の充実

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合	59.9%	67%

施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

主な取組

- ① 社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進
 - ・ はまっ子未来カンパニープロジェクトの拡充
- ② SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開
 - ・ SDGsと結びつくESDの推進



2年生「うみのたからもの」の活動の様子

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合	小6：46.8% 中3：32.6%	小6：55% 中3：45%

柱 3

支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想)を大切に、多様な価値感を認め、支え合う風土を醸成します

施策1 豊かな心の育成

主な取組

- ① 考え、議論する道徳教育の推進
 - ・「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進
- ② 人権教育の推進
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用
- ③ 「本物」に触れる機会の創出
 - ・他局と連携した多様な教育機会の創出



アーティストとともに自由な動きを楽しむ様子

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合	小6：69.0% 中3：60.0%	小6：82% 中3：76%
自分には良いところがあると答える児童生徒の割合	小6：76.6% 中3：67.1%	小6：84% 中3：79%

柱 4

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします

施策1 つながり重視した教育の推進

主な取組

- ① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進
 - ・併設型小・中学校の設置拡充
- ② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
 - ・スタートカリキュラムの充実
- ③ 義務教育学校・中高一貫校の充実
 - ・義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%

施策2 健康な体づくり

主な取組

- ① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出
 - ・オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上
 - ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進
- ③ 食育の推進
 - ・中学校昼食(ハマ弁)の充実
- ④ 健康安全教育の推進
 - ・歯科保健教育の推進
- ⑤ 持続可能な部活動の実現
 - ・部活動指導員の配置

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
一週間の総運動時間(体育、保健体育の授業を除く)が7時間未満の児童生徒の割合	小：58.1% 中：28.4%	小：56% 中：25%
ハマ弁の喫食率*	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)

*中学校の生徒のうち、ハマ弁を注文した生徒の割合。

柱5

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります

施策1 安心して学べる学校づくり

主な取組

- ① 安心して参加できる集団づくり
 - ・ 新たな不登校を生まないための「魅力ある学校づくり」
- ② いじめ等への組織的対応の強化
 - ・ 児童生徒支援体制の充実
 - ・ SSWの体制強化・人材育成



指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
1,000人当たりの不登校児童生徒数(小・中学校)	17.5人	16.1人
スクールソーシャルワーカー*(SSW)が行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	75.8%	80%

※いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

柱6

社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもが社会とつながる学校をつくります

施策1 地域との連携・協働の推進

主な取組

- ① 学校運営協議会の設置推進
 - ・ 学校運営協議会新規設置校への支援
- ② 地域学校協働活動の推進
 - ・ 地域学校協働本部の整備
- ③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化
 - ・ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての優れた例の発信



戸塚区役所屋上水田で田植えをする様子

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合	—	小：100% 中：90%

施策2 自主・自律的な学校運営の推進

主な取組

- ① 学校マネジメント機能の強化
 - ・ 「横浜市学校評価ガイド」の改訂
- ② 学校教育事務所による学校支援
 - ・ 学校課題解決支援

柱7

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります

施策1 教職員の働き方改革の推進

主な取組

- ① 学校の業務改善支援
 - ・ 教職員版フレックスタイム制度の導入
- ② 学校業務の適正化、精査・精選
 - ・ 勤務時間外の留守番電話の設定
- ③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
 - ・ 職員室業務アシスタントの配置の拡充
- ④ 教職員の人材育成・意識改革
 - ・ 教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握



職員室業務アシスタントによる事務補助

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%
19時までに退勤する教職員の割合	—	70%以上
健康リスク・負担感指数*	109	100未満
年休取得日数(有給休暇取得日数)	—	全員10日以上

*「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数。全国平均100として数値が高いほどストレスの度合いが高い。

柱8

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします

施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保

主な取組

- ① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化
 - ・ 学校運営力の向上に向けた研修の充実
- ② 学び続ける教職員のための環境づくり
 - ・ 海外研修派遣、企業等研修派遣
 - ・ 新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進
- ③ 優れた教職員の確保
 - ・ 教員養成段階の取組



授業の風景

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
学校の授業は分かりやすいと答える児童生徒の割合	小：76.0% 中：64.0%	小：80% 中：70%

柱9

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します

施策1 安全・安心な教育環境の確保

主な取組

- ① 児童生徒の安全確保
 - ・ 非構造部材(外壁・サッシ等)落下防止対策
 - ・ 学校のブロック塀の安全対策
- ② 快適な教育環境の整備
 - ・ 特別教室(図書室、理科室、美術室(図工室)、調理室(家庭科室))への空調設備の設置
- ③ 学校施設の計画的な保全
 - ・ 計画的な保全と長寿命化

施策2 学校施設の計画的な建替えの推進

主な取組

- ① 学校施設の計画的な建替え
 - ・ 建替えに向けた検討・事業着手
- ② 自然環境に配慮した学校施設の整備
 - ・ 省エネルギー施設の整備
 - ・ 木材利用の促進

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
建替工事着手校数	—	9校

柱10

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます

施策1 学校規模の適正化

主な取組

- ① 小規模校や過大規模校の対策
 - ・ 小規模校の適正規模化等
- ② 通学区域の調整
 - ・ 通学区域の変更・弾力化

施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり

主な取組

- ① 地域学校協働活動の推進
 - ・ 地域学校協働本部の整備
- ② 学校施設の複合化等の検討
 - ・ 学校施設の複合化等の検討

柱11

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます

施策1 生涯学習の推進

主な取組

- ① 生涯学習の推進
 - ・ 横浜市生涯学習基本構想の改訂
- ② 読書活動の推進
 - ・ 「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

主な取組

- ① 歴史学習の機会の充実
 - ・ 学校等で活用できるプログラムの充実
- ② 文化財の保全・活用
 - ・ 「歴史文化基本構想」の策定

施策2 図書館サービスの充実

主な取組

- ① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援
 - ・ 誰もが利用しやすい図書館づくり

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
市立図書館の新規登録者数	60,287人	60,000人(5か年平均)

柱12

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します

施策1 家庭教育支援の推進

- 主な取組
- ① 家庭教育に関する適切な情報の提供
 - ・ 家庭教育総合情報サイトの開設
 - ② 保護者の学びや交流の促進
 - ・ 保護者の学び・交流の場づくり事業
 - ③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援
 - ・ 幼児教育施設との連携促進



柱13

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます

施策1 多様な主体との連携・協働の推進

- 主な取組
- ① 地域等との連携・協働の推進
 - ・ 通学路の安全確保に向けた関係機関との連携
 - ・ 学校・家庭・地域が連携した防災教育・防災訓練
 - ② 企業との連携・協働の推進
 - ・ 「共創フロント」と連携した取組
 - ③ 大学との連携・協働の推進
 - ・ 横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究



「みなとみらい駅お仕事体験」の様子

柱14

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等との連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します

施策1 福祉・医療との連携による支援の充実

- 主な取組
- ① 福祉との連携強化
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した連携の促進
 - ・ 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
 - ② 医療との連携強化
 - ・ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援

施策2 子どもの貧困対策の推進

- 主な取組
- ① 教育機会の保障
 - ・ 就学援助の入学準備金前倒し支給
 - ② 地域・関係機関との連携強化
 - ・ 放課後の学習支援の実施
 - ・ SSWと関係機関の連携強化





第3期横浜市教育振興基本計画の詳細はこちらへ

第3期横浜市教育振興基本計画

検索



横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

2018(平成30)年12月発行